



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **令和5年度税制改正によるインボイス制度の改正**

多方面に様々な影響を及ぼしているインボイス制度ですが、令和5年度の税制改正において、一定の事業者に対する救済措置などが追加されました。今回は令和5年度税制改正によるインボイス制度の改正についてご紹介いたします。

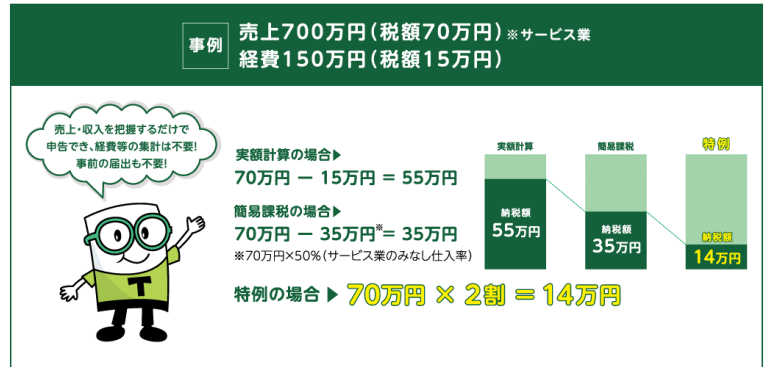
#### 1. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

##### (1) 内容

消費税の納税義務がない免税事業者である小規模事業者が、インボイス制度を適用してインボイス発行事業者になった場合、売上に係る消費税額の2割を納付すべき消費税額等とすることができるようになります。

この経過措置は、法人であれば令和5年10月1日から令和8年9月30日を含む課税期間について、個人事業主であれば令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告まで利用することができます。

なお、この経過措置の適用を受けるには事前の届出等は不要であり、申告時に適用するか否かを選択することになります。



(財務省HPより転載)

##### (2) 適用対象事業者

この経過措置は、①免税事業者である事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる、②免税事業者である事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる場合に適用されます。

注意が必要なのは②のケースです。個人事業主を例にしますと、令和4年中に課税事業者選択届出書とインボイスの登録申請書を提出している場合、令和5年1月から消費税の課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日より前から課税事業者であることから、経過措置の適用を受けることができませんので、令和5年4月1日から12月31日までに課税事業者選択不適用届出書を提出する必要があります。

また、上記(1)の期間中に基準期間(原則として2年前)の課税売上高が1,000万円を超えたことで課税事業者に該当することとなった場合のように通常の判定で免税事業者でなくなった事業者についてはこの経過措置の適用はできません。

##### (3) 簡易課税との関係

この経過措置は、[簡易課税制度](#)の適用を受けている事業者であっても選択することが可能となります。

#### 2. 申請期限の延長

##### (1) 従来の内容

インボイス制度が開始される令和5年10月1日からインボイス発行事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請する必要がありました。ただし、提出期限までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合には、その困難である旨を記載した登録申請書を9月30日までに提出することで、令和5年10月1日に登録を受けたとみなされていました。

##### (2) 困難な事情の記載

今回の税制改正により、困難な事情の記載は不要となり、実際には提出期限から令和5年9月30日までの申請については、令和5年10月1日を登録開始日とすることができます。

#### 3. 令和5年10月以降の登録申請

インボイス制度が開始される令和5年10月1日以降においても登録申請することが可能です。この場合、登録申請書に提出日から15日以後の日を「登録希望日」として記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。